

令和8年3月5日
京都市行財政局総務部法制課
(担当：久保 075-222-3077)

例規データベースシステムに関する情報提供について（依頼）

京都市では、現在、令和9年度以降の例規データベースシステム（以下単に「システム」という。）に係る委託契約の見直しを検討しています。

つきましては、検討を行う際の参考資料として活用するため、下記のとおり、事業者の皆様へ情報提供を依頼します。

記

1 情報提供の依頼事項

2で掲げる機能要件を満たすシステムについて、次の項目に関する情報を提供してください。

(1) 概算費用（初期経費及び維持管理経費）

システムに係る経費（システムの構築、導入、データ更新、運用保守、既存データの移行、職員研修の実施等、システムを稼働させるために必要な全ての経費。京都市例規集（紙媒体）の追録の印刷及び加除に関する業務に要する費用を含む。）の概算見積額を御提供ください。京都市例規集（紙媒体）の追録の印刷及び加除に関する業務に要する費用については、①外字対応が可能な場合又は②表の配字等の体裁を京都市独自の仕様とすることが可能な場合で、御社の一般的な規格による場合と①又は②の場合とで費用に差が生じるときは、それぞれの場合の概算見積額を御提供ください。金額は、5年間の契約を結んだ場合のものとし、内訳については、別添の様式「経費内訳書」を御利用ください。

なお、オプションサービス等の費用が含まれる場合は、その旨記載してください。

(2) 開発スケジュール

令和9年4月からシステムの運用を開始する場合の大まかなスケジュールを御提供ください（契約に係るプロポーザル等を行う場合、時期の目安とします。）。

(3) その他

(1)、(2)以外でも、システムに関し有益と思われる情報（他の自治体における導入実績等）があれば、提供してください。

2 機能要件

(1) 例規集の更新及び管理に係る機能

ア 京都市例規集に登載されている例規について、改正又は廃止がなされた場合に、当

- 該内容を既存の例規に溶け込ませ、システムに反映させ、表示できることとする。
- イ 新たに制定した例規について、システムの指定する箇所に登載し、表示できることとする。
 - ウ データの更新を月一回程度の頻度で行うとともに、常に最新の例規集を検索及び閲覧できること。
 - エ 編集及び更新の権限については、ID 及びパスワードで管理できること。
 - オ システム障害が発生し、又はデータが消去した場合に対応するため、データの復旧が可能なシステムを構築すること。
 - カ CD-ROM による参照例規集の複製ができること。
 - キ 京都市例規集（紙媒体）について、年間 4 回以上の追録を行うこと。

(2) 法制執務支援機能

- ア 現行条文に改正内容を入力することで、改正文、新旧対照表、公布文等の自動生成が可能であること、及びそのプレビューが閲覧できること。なお、出力されるデータはマイクロソフト Word で編集作業が可能であり、その書式については本市が指定する書式での出力が可能であること。
- イ 例規の新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の編集作業が可能であること。
- ウ 例規の編集作業において、法令構造、用字用語及び引用法令の審査機能を有すること。

(3) イン트라ネット版例規集の検索及び閲覧に係る機能

- ア 本市のイントラネット上で、検索及び閲覧が可能であること（例規の改正原議（改め文）を含む。）。
- イ 例規本文の全体又は選択した条、項若しくは号をマイクロソフト Word で編集作業が可能なデータ形式により出力できること。
- ウ IP アドレス認証により検索及び閲覧に係る機能が利用できること。

(4) インターネット版例規集の検索及び閲覧に係る機能

- ア インターネット公開用データとして、例規の検索及び閲覧が可能なデータの生成機能を有していること。
- イ 例規の検索機能は、目次検索及び 50 音検索が可能であること。

(5) 法令改廃情報提供機能及び例規影響情報提供業務

官報の公布に合わせた法令の制定改廃に速やかに対応し、本市の例規における改正等の検討を要する箇所を網羅的に特定し、又は検索することが随時可能なシステムであること。

3 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日

4 注意事項

- (1) この資料による情報提供の依頼は、情報システムに関する技術や価格等の各種情報

を得るためのものであり、将来の情報システムの調達を保証するものではありません。
また、情報提供がなかった事業者について不利益に扱うこともありません。

- (2) 資料の提供方法は問いません。メール、郵送、FAX その他適宜の方法で結構です。
- (3) 御提供いただいた資料は、本市内部での検討資料として利用します。また、御社に断りなく、第三者へ提供することは致しません。
- (4) 御提供いただいた資料については返却致しません。
- (5) 御提供いただいた資料の内容について、後日問合せを行う場合があります。

5 問合せ先

京都市行財政局総務部法制課

担当：久保

所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3077（直通）

E-Mail：housei@city.kyoto.lg.jp

（電子メールによるお問合せは、上記アドレスに送信してください。）

FAX：075-222-3100